

1号認定の「預かり保育」制度について

阿波市では、全ての幼稚園・認定こども園及び伊沢保育所・林保育所で預かり保育を実施します。

預かり保育を希望される方は、次の制度内容を確認いただき、別紙の「預かり保育利用申請書」に必要事項を記入のうえ各施設に提出してください。

1. 預かり保育の目的

保護者の子育てを支援するために、保護者の就労等の理由により家庭での保育が困難である児童に対し、教育時間終了後に保育・教育活動を行うことにより、児童の心身の健全な育成を図ることを目的としています。

2. 預かり保育が利用できる要件

1号認定を受け、かつ阿波市内の幼稚園・認定こども園・保育所に在籍し、次の項目のいずれかに該当する場合、家庭での保育が困難であるとして、預かり保育が利用できます。

- (1) 保護者が家事以外の仕事についている。
- (2) 保護者が就学（職業訓練等も含む）している。
- (3) 保護者が妊娠中または出産後間がない。（産前8週間・産後8週間）
- (4) 保護者が病気または怪我の治療中である。
- (5) 保護者が同居の親族等を常時介護または看護している。
- (6) 保護者が震災、風水害、火災その他の復旧に当たっている。
- (7) 虐待・DV等のおそれがある場合
- (8) その他、施設長が認める前各号に類する状態にあること。

※ ただし、上の項目に該当する場合であっても、児童の状況等に応じた指導体制が整わない場合は、預かり保育をお断りすることがあります。

3. 預かり保育利用に必要な提出書類

- (1) 預かり保育利用申請書
- (2) 預かり保育の要件（上記(1)～(8)）を証明する書類（就労証明書、自営業申告書等）

4. 預かり保育の実施施設

預かり保育は、全ての阿波市立幼稚園・認定こども園・伊沢保育所・林保育所にて実施します。

5. 預かり保育実施日

預かり保育の実施日は、祝祭日と施設長が指定した日を除く、月曜日から土曜日までとします。

- (1) 通常の月曜日から金曜日
- (2) 長期休業日（春休み・夏休み・冬休み）
- (3) 土曜日 集中預かり保育実施（一条・土成中央・八幡認定こども園・伊沢幼稚園・伊沢保育所）

6. 通年利用の預かり保育について

通常の預かり保育	時間	14:00～18:00
	保育料	4,000円
長期休業中の預かり保育	時間	8:00～18:00
	保育料	月額保育料+4,000円
土曜日の預かり保育	時間	8:00～12:15
	保育料	500円
通常日及び長期休業中の延長保育	時間	18:00～19:00
	保育料	250円

7. 一時利用の預かり保育について

※ 一時預かり保育は、臨時的に一日単位で預かり保育が利用できる制度です。

実施日	通常の月曜日～金曜日
時間	14:00～18:00
保育料	1,000円/日

8. 預かり保育料の減免

阿波市に住所を有する生活保護世帯及び災害その他特別の事情により保育料を納付することが困難な世帯は、預かり保育料を減免、またはその徴収の延期措置を受けることができます。

減免対象となる方で減免を希望される方、徴収の延期措置を受ける方は、各施設までお申し出ください。

※ 必要経費は減免できません。

9. その他留意事項

- (1) 登園及び降園は保護者の責任（送迎）で行うものとします。ただし、5歳児については、校区によって小学生と一緒に集団登校ができます。
- (2) 児童の病気等により緊急事態が発生した場合には、保護者の責任で処置するために迎えに来てください。
- (3) 降園時間を遵守しない保護者の児童については、預かり保育の利用許可を取り消す又は認めないことがあります。
- (4) 預かり保育料及び必要経費を3か月に渡って滞納した場合は、預かり保育の利用許可を取り消すことがあります。
- (5) 世帯状況の変化等により、預かり保育が必要なくなった又は必要ないと判断できる場合は、預かり保育の利用許可を取り消す又は認めないことがあります。